

令和4年度

昭和町教育委員会  
定例会(8月)会議録

昭和町教育委員会

## 令和4年度8月定例教育委員会 会議録

- 1 会議の別 定例会
- 2 開催月日 令和4年8月18日(木)
- 3 開催時間 午後1時30分から午後4時00分
- 4 開催場所 昭和町中央公民館 第1会議室
- 5 出席委員 教育長 太田 充  
教育長職務代理者 小宮山 稔  
委員 山田 由美  
委員 磯部 幸廣  
委員 井口 加保理
- 6 欠席委員 なし
- 7 委員及び傍聴人を除く会議室に出席した職員の職氏名  
学校教育課長 神澤 卓見  
生涯学習課長 佐久間 紀彦  
教育指導監 雨宮 洋  
学校教育課総務係長 細田 忠司  
学校教育課主任 石川 晶子

8 出席した長及びその事務局の職員の職氏名

9 傍聴人 なし

10 会議の概要

開 会

- (1) 開会
- (2) 前回会議録の承認
- (3) 教育長の報告
  - ・8月実施四校会の報告について
  - ・新教育委員について
  - ・夏季休業中の学校及び児童生徒、家庭の状況について
  - ・ヤングケアラーの実態把握について
  - ・新型コロナウイルス感染症対策と学校及び生涯学習課行事について
  - ・教員の働き方改革について

- ・ 共同学校事務室設置について
  - ・ 中学校休日の部活動の地域移行について
  - ・ 押原中学校増築準備工事について
  - ・ 生涯学習課行事と施設状況について
  - ・ その他
- (4) 諸報告（各課等の報告）
- ①生涯学習課（各種事業、今後の事業予定他）
  - ②学校教育課（                                 〃                                 ）
- (5) 議事（会議に付した議案）
- 1) 就学援助費支給認定について
  - 2) その他
- (6) その他
- 地域部活動あり方検討について

11 議案となった動議を提出した者の氏名   なし

12 議事

教育長

議事に移ります。

- 1) 就学援助費支給認定について、事務局よりお願いします。

石川主任

お手元にあります、令和4年度就学援助認定審査資料をご覧ください。

本町では、教育基本法第4条第3項及び学校教育法第19条により、「昭和町就学援助費支給要綱」を定め、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒若しくは就学予定者の保護者に対し就学援助を行っています。具体的には、資料の就学援助制度のお知らせの2番のところにありますように、学用品費等、校外活動費、新入学児童生徒入学準備費、修学旅行費、通学用品費、政令に定める医療費、学校給食費について支給を行っています。今年度から、タブレットの持ち帰りにかかる費用に対するの援助である、オンライン学習通信費の項目が加わりました。就学援助の支給は、9月下旬、3月下旬の年2回におおむね半額ずつ口座振込または手渡しで行うことになっています。

また、毎年3月に、翌年度就学援助の対象になると想定される申請者に対して、就学援助金の項目のひとつである新入学準備金を先に支給することを行っていますが、翌年度の8月に就学援助の認定にならなかった場合、返金をしていただくことになっています。

初回の認定につきましては、8月教育委員会にて審査し認定をしていますが、4月から1年間の認定となります。認定してよろしいか審議をお願いします。

(資料を用いて詳細説明、審議)

山田委員	町外の学校に通っている家庭への支給の内訳は、どのようになっているのですか。
細田係長	そのような場合は、住所地と学校所在地の2カ所の市町村教育委員会に申請が必要になります。住所地の市町村からは学用品費等が支給され、給食費については学校所在地の市町村からの支給となります。
小宮山職務代理	昨年度と比べて認定の件数はどうなっているのですか。
石川主任	昨年も概ね同じくらいの認定数になっております。
教育長	このことについて、ご意見、ご質問ありますか。 無いようですので、資料のとおり認定しますがよろしいでしょうか。 (異議なく承認。)
	その他について、他に何かありますか。 無いようですので、議事を終わります。
	－閉会 午後4時00分－

次回の定例教育委員会は令和4年9月15日(木)午後1時30分から開催します。